

○倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例

昭和49年 8月23日条例第35号

改正

- 昭和49年12月25日条例第52号
- 昭和52年 3月28日条例第16号
- 昭和53年 3月28日条例第16号
- 昭和62年 4月 1日条例第 9号
- 平成 5年 6月25日条例第24号
- 平成 5年 9月16日条例第32号
- 平成 9年12月18日条例第32号
- 平成12年 3月31日条例第 7号
- 平成19年 6月25日条例第26号
- 平成21年 3月30日条例第 7号
- 平成22年 9月28日条例第21号
- 平成23年 3月31日条例第 2号
- 平成25年 3月27日条例第 8号
- 平成25年12月25日条例第34号
- 平成31年 3月25日条例第 4号

倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、倉吉市駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第5号の駐車をいう。
- (2) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車及び自動2輪車をいう。
- (3) 自転車等 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすをいう。
- (4) 普通駐車 時間を単位として自動車を駐車するものをいう。
- (5) 定期駐車 月を単位として自動車を駐車するものをいう。

(設置)

第3条 駐車場を次のとおり設置する。

名称	駐車車両	位置
倉吉市営新町駐車場	自動車	倉吉市新町三丁目
倉吉駅北口駐車場	自動車 自転車等	倉吉市大平町
倉吉駅南口駐車場	自動車	倉吉市上井

(駐車時間)

第4条 駐車場の駐車時間は、午前0時から午後12時までとする。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に倉吉駅北口駐車場及び倉吉駅南口駐車場（以下「駅周辺駐車場」という。）の管理及び運営を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 倉吉駅南口駐車場の定期駐車に係る利用の許可
- (2) 駅周辺駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他駅周辺駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第7条 倉吉駅南口駐車場に定期駐車をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第8条 指定管理者は、倉吉駅南口駐車場の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、利用を許可するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者の申出による場合のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、同項の許可を取り消し、又は駅周辺駐車場の利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他駅周辺駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第10条 駅周辺駐車場の駐車に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表第1に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(駐車料金)

第11条 倉吉市営新町駐車場の駐車に係る料金（以下「駐車料金」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

(駐車料金の納付)

第12条 倉吉市営新町駐車場に自動車を駐車する者は、駐車料金を納付しなければならない。

2 駐車料金は、普通駐車にあつては自動車を出場する際に、定期駐車にあつては定期駐車券の交付を受ける際に納付しなければならない。

(回数駐車券の発行等)

第13条 倉吉市営新町駐車場の普通駐車場の駐車料金の納付に使用するため、回数駐車券を発行するものとする。

2 回数駐車券は、額面金額100円の回数駐車券12枚つづりを1組とする。

3 回数駐車券の代金は、1,000円とする。

4 回数駐車券は、その額面金額に相当する額の普通駐車場の駐車料金の納付に使用することができる。

5 既に発行された回数駐車券の代金は、払い戻さない。

(駐車料金等の不還付)

第14条 既納の利用料金及び駐車料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったときその他特別の理由があるときは、この限りでない。

(駐車場の拒否)

第15条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) その他駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第16条 駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車又は自転車等の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設、設備等又は駐車場内の他の自動車又は自転車等を汚損し、又は滅失すること。

(3) 営業行為、演説、宣伝、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(4) 前3号のほか、駐車場の管理に支障があると認められる行為をすること。

2 市長又は指定管理者は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、出場を命ずることができる。

(休止)

第17条 市長又は指定管理者は、駐車場の整備等のため、必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用又は利用を休止することができる。

(損害の責任)

第18条 市又は指定管理者は、駐車場内における自動車又は自転車等の汚損、滅失又は盗難については、その損害の賠償の責めを負わない。ただし、市又は指定管理者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第19条 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和49年12月25日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月28日条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年6月25日条例第24号)

この条例は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月16日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年12月18日条例第32号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づき、現に使用許可又は利用許可を受けている者の使用料又は利用料金は、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月25日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日における倉吉市営倉吉駅前第2駐車場に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月30日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成21年4月1日以後の期間に係る駐車料金について適用し、同日前の期間に係る駐車料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年9月28日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正前の条例第7条第1項の規定により発行した倉吉市営倉吉駅前駐車場に係る回数駐車券は、改正後の条例第10条第1項の利用料金（普通駐車に限る。）の納付に使用することができる。

附 則（平成23年3月31日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第34号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

(倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 第8条の規定による改正後の倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

(倉吉市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の倉吉市行政財産使用料条例第2条の規定は、施行日以後の使用（この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可したものに限り。）に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第8条の規定による改正後の倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

利用料金上限額

名称	種別	料金
倉吉駅北口駐車場	普通駐車	基本料金 1時間以内 210円 ただし、入場から30分未満で出場した場合に限り、無料とする。
		延長料金 1時間を超える時間1時間につき 110円

	自転車等	無料
倉吉駅南口駐車場	普通駐車	基本料金 1時間以内 210円 ただし、入場から30分未満で出場した場合に限り、無料とする。 延長料金 1時間を超える時間1時間につき 110円
	定期駐車	1月につき 6,290円
	自転車等	無料

備考 普通駐車の利用料金は、その利用が次の各号に掲げる場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車時間が24時間以内の場合で、この表の規定により算出した額が2,100円を超えるとき 2,100円
- (2) 駐車時間が24時間を超える場合 2,100円に24時間を超える24時間ごとに2,100円（1時間ごとに110円を加えた額が2,100円に満たないときは、その額）を加えた額

別表第2（第11条関係）

駐車料金

名称	種別	料金
倉吉市営新町駐車場	普通駐車	基本料金 2時間以内 200円 ただし、入場から1時間未満で出場した場合に限り、無料とする。 延長料金 2時間を超える時間1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）につき 100円
	定期駐車	1月につき 5,500円

備考 普通駐車に係る料金は、その利用が次の各号に掲げる場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車時間が24時間以内の場合で、この表の規定により算出した額が2,000円を超えるとき 2,000円
- (2) 駐車時間が24時間を超える場合 2,000円に24時間を超える24時間ごとに2,000円（1時間ごとに100円を加えた額が2,000円に満たないときは、その額）を加えた額